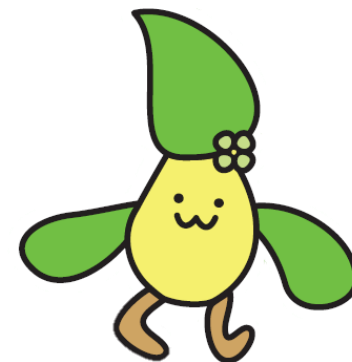


豊田市の重層的支援体制推進事業

- ・ 包括的な支援体制の構築に関する基礎資料

豊田市 福祉部 よりそい支援課



重層的支援体制推進事業・包括的な支援体制の構築の背景

- 豊田市では、「一人ひとりの『安心な暮らし』と『生きがい』、『つながり合える地域』をともに作り、幸せを感じられる社会」を地域共生社会としている。
- 豊田市は、就労を主な機会として全国各地から来た方と昔からの豊田市民の共生を考え、昭和40年頃から一貫して「ふれあい豊かな地域社会づくり」を進めてきた。また、平成の市町村大合併により市域が広域化したこともあり、様々な地域課題に対して地域が自ら考え実行することのできる仕組みとして「地域自治システム」を構築してきた。
こうしたまちづくりの動きと、「超高齢社会への適応」として、昨今充実に努めている保健・福祉・医療の取組を重ね合わせ、豊田というまちの良さを生かす形で、地域共生の取組を進めている。

一人ひとりの「安心な暮らし」と「生きがい」

「支え手⇄受け手」
の関係を越える



幸せを感じられる「地域共生社会」をともにつくる

制度・分野の
「縦割り」を越える

地域の「つながり合い」

「地域共生社会推進全国サミット in とよた」の成果として、孤独・孤立の増加、家族や地域といった支え合いの基盤の弱体化、地域課題の多様化・複雑化と言われる状況に対し、「おたがいさま」と言えるコミュニティ、つまり「人や活動、地域などのつながり合い」を、新たな形で取り戻すことを提唱します。

キーワードは「ともに つくる」です。

まず、「ともに」を考えていくため、私たちは、「市民の尊厳と自分らしさの実現」がすべての土台であることを、改めてお互いが認識し合わなければなりません。

その上で、家族や地域、職場だけでなく、社会におけるあらゆる関係性を見つめ直す必要があります。良いものは継続しつつも、それと同時に、これまで自然につくられてきた関係性の枠組みを外し、楽しみながら、私たちはともに新たな関係性をつくっていくのです。

こうした新たな関係性の中で、私たちが、多様な価値観を認め合い、参加し、「つながり合う」ことにより、自分らしい暮らしや地域のミライにさらなる可能性が生まれます。そして、市民やボランティア、活動団体といった地域の方々、事業者、社会福祉協議会、行政などあらゆる主体が、制度や分野を超えた「つながり合い」を育んでいくことで、健やかな暮らしを継続でき、仮に暮らしに困りごとが生じた場合でも、それぞれ行動し協力でき、そして支え合うことができるようになっていきます。

これらの考え方を2日間を通じて共有した私たちならば、一人ひとりが日々の幸せを実感し続けられる「地域共生社会」を、必ずや、ともにつくることができるに違いないと確信しています。

今こそ、私たちは、それぞれの人や地域、時代に合った新たな関係性により、多様な「つながり合い」をともに作り、そして「つながり合い」があること自体を価値とし、暮らしの「安心」と「自分らしさ」をともに育んでいきましょう。

これらのことを握りしめ、私たちは、ともに協力し合って、「地域共生社会」に向けた様々な参加と実践を進めることを、ここに確認し合います。



2023年10月13日

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

豊田市における包括的支援体制の構築過程について

Japan



Aichi prefecture



○ 豊田市は愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の17.8%を占める広大な面積を持つまちです。

○ 全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っています。

自然豊かなまち・豊田

- 中山間地域
- 市域の約70%を占める
- 人口は約3.8万人と全体の約10%である。

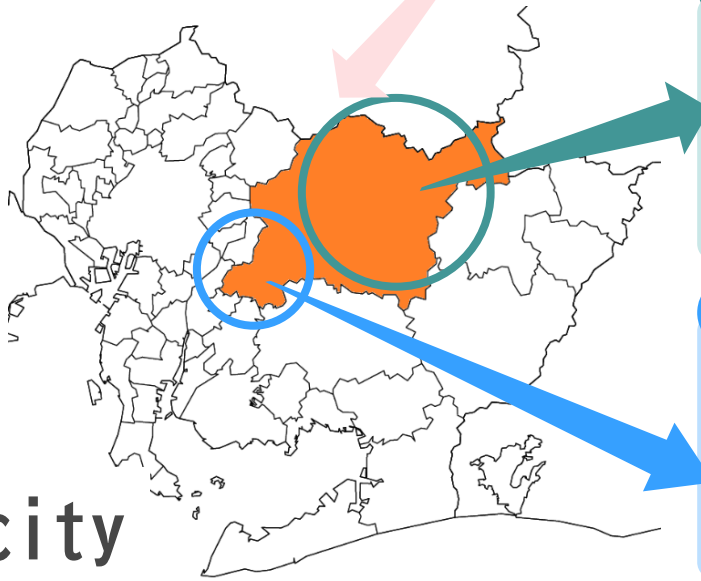


くるまのまち・豊田

- 都市部
- 市域の約30%を占める
- 人口は約38万人と全体の約90%である。



Toyota city





項目	数値
① 人口	415,138人（R7.4時点） ※愛知県内第2位人口の中核市
② 面積	918.32km ² ※愛知県内第1位の広さ、市町村合併により7割が中山間地
③ 高齢化率	24.77%（R7.4時点）
④ 認知症自立度Ⅱ以上人数	9,242人（R7.4時点）
⑤ 療育手帳所持者数	3,934人（R7.4時点）
⑥ 精神保健福祉手帳所持者数	4,795人（R7.4時点）
⑦ 地域包括支援センター数	28か所（社協、社福法人等）＋基幹型（社協）
⑧ 障がい者相談支援事業所	24か所（社協、社福法人、NPO等）
⑨ 生活困窮者自立支援機関	6か所（社協：CSWと兼務あり）
⑩ こども家庭センター	直営実施

■ 日本の縮図と呼ばれる都市構造

- 都市近郊部と中山間部、28の中学校区と77の小学校区、298の自治区
- 広大な市域が故、地域ごとに特性・資源・文化などが大きく異なる

市役所本庁まで
遠い

地域課題が
それぞれ違う

「地域」を基盤に考える重要性

■ 急激に高齢化する人口構造

- これまで自動車等の産業を中心に、若いまちとして進んできた
- 高齢化がピークアウトする他自治体に対して、短期間でその状況に追いつく急激な変化

地域・企業・行政
による共働が必要

「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う」発想に、
できるだけ早期にシフトチェンジする必要性

■ SDGs未来都市

- 従前より、環境モデル都市として、低炭素社会などの視点から持続可能なまちづくりを推進
- 「すべての人に健康と福祉を(SDGsの17のゴールの一つ)」も達成しないと、持続可能にはならない



複合的な課題を抱える世帯、支援につながらず地域に埋もれている世帯、
福祉サービスの受給だけでは解決しない課題へのアプローチ

豊田市の課題に即した形で福祉的支援の強化

従来の縦割り体制
では対応が困難

平成27(2015)年度

- 「第1次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」期間開始（～平成31年）

平成28(2016)年度

- 旧部内で設置した「タスクフォース」による課題検討、提案

平成29(2017)年度

- 「第8次豊田市総合計画」期間開始（タスクフォースによる検討結果を総合計画に反映）
- 福祉部の組織改編（地域包括ケア企画課、福祉総合相談課の新設）
- モデル事業として、「健康と福祉の相談窓口（高岡地区）」を開設（社協CSWの地域配置）

平成30(2018)年度

- モデル地区2か所目（猿投地区）の実施
- 全市展開に向けた庁内検討の開始

令和元(2019)年度

- 全市展開の方針決定
- 新たな方針に基づき、福祉部・地域振興部・社協による会議、研修会設置

令和2(2020)年度

- 「福祉の相談窓口」の開設など、新たな体制での実施

令和3(2021)年度

- 重層的支援体制推進（整備）事業の実施

- 住民の声を真正面に受け止めた施策を計画内に位置付けていたことが、後々の包括的な支援体制の構築につながっている。
- 福祉の推進施策を担う豊田市と、住民が主役となった地域福祉活動の推進を図る豊田市社会福祉協議会で、方向性や考え方を擦り合わせて、一体的な計画を策定したことも、双方が連携して実施する体制の基礎に。



基本理念

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまちづくり

重点取組（抜粋）

身近な地区への「地域福祉コーディネーター」の設置検討

更なる基盤整備（抜粋）

高齢者・障がい者・子ども等対象を限定しない「地域包括ケアシステム」の構築

【住民の声の一部】

- ・ 住民の困りごとに対し、素早く対応してもらえるような窓口が、身近なところにあるといい。
- ・ 色々な困りごとを相談したくても、市民の多くはどこに相談していけば良いか分からない。

策定期間（平成25～26年度）の主な取組

- 住民懇談会の実施
全中学校区（当時27地区）で、各地区2～3回開催
- テーマ別市民ワークショップ
3テーマ（顔の見える関係性、地域での見守り活動、地域福祉活動団体の裾野・連携）で各3回
- アンケート調査の実施
市民（3,500人）・自治区長（306人）・民生委員児童委員（544人）対象

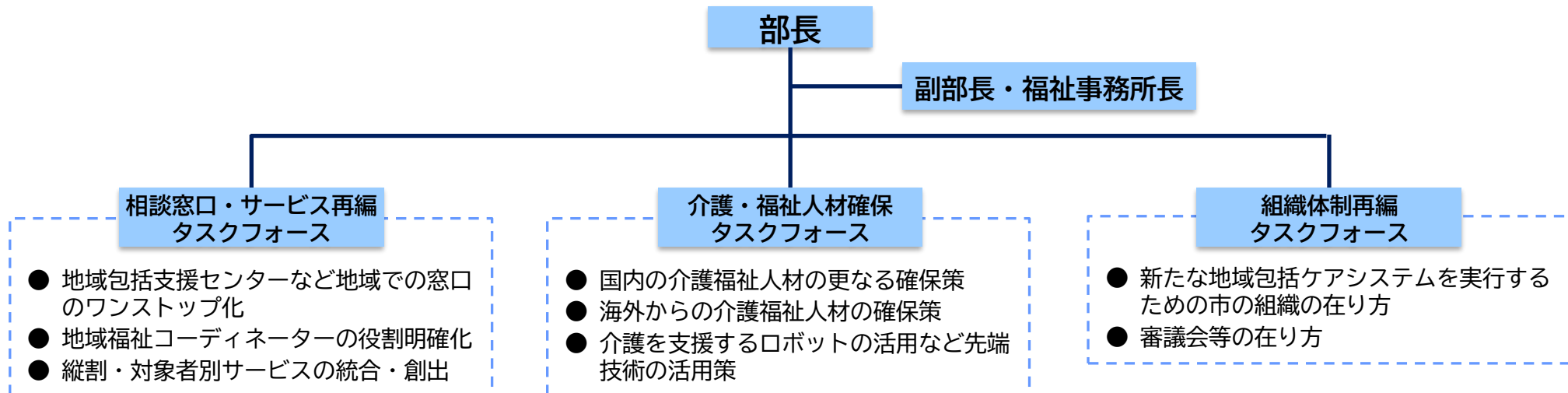
- 平成28年度、「全世代・全対象型の地域包括ケアシステム」を目指すため、機動的・小規模検討チーム：タスクフォースを部内に設置。

- ・地域包括ケアシステムについて、対象を高齢者のみに限定することなく、地域の支え合いも含めて、縦割りを横串でつなぐことをねらう。
- ・利用者や市民の目線で支援策を再編成し、より効果的・効率的な仕組みの構築を目指す。

豊田市の主な課題（タスクフォースの検討課題）

- ① 8050問題やダブルケアを始めとする**複合課題を抱える世帯の増加** ② 押し付けでない**地域の支え合いの展開支援**
 ③ 介護・福祉・医療分野を支える**専門職の人材不足** ④ 既存制度に基づく**対象者別の縦割りサービスの再構築**

課題別にタスクフォースを設置



翌年度(平成29年度)から開始される「第8次豊田市総合計画」に施策の反映を目指す

- 第8次豊田市総合計画（H29年度～H36年度）に、タスクフォースで検討した「地域共生型社会システムの構築」の内容を反映。
⇒ 福祉部ではなく、豊田市の施策に
- 同時に、施策を効果的に実行するために、福祉部内の組織改編を実施。

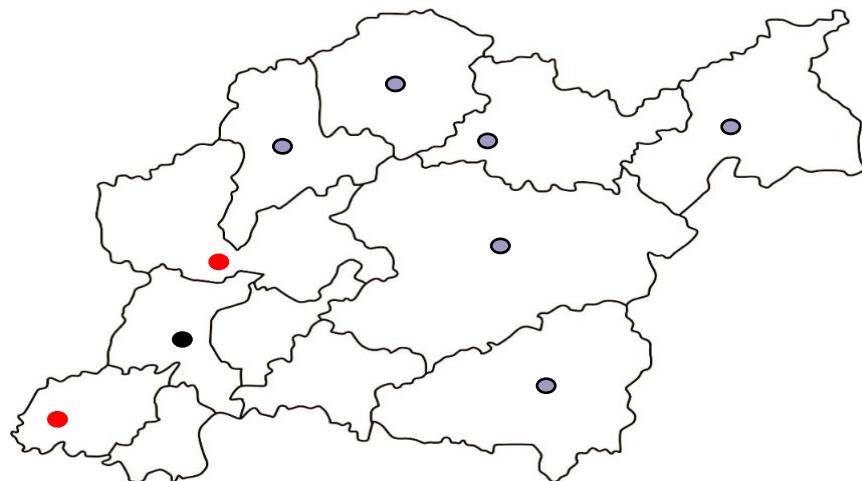
将来都市像とめざす姿の実現に向けて重点施策に特に注力



～H28 市民福祉部	H29～ 福祉部
総務課 ● 地域医療施策	総務監査課
	地域包括ケア企画課 ● 地域福祉計画、福祉部内の調整 ● 地域医療施策、在宅療養、医療と福祉の連携
地域福祉課 ● 地域福祉計画 ● 地域包括支援センター (+生活支援コーディネーター機能) ● 高齢者の虐待対応、措置権限、成年後見	福祉総合相談課 ● 総合相談・個別支援（高齢・障がいの虐待対応、措置、生活困窮対応含む） ● 支え合いの地域づくり（+生活支援コーディネーター機能） ● 総合相談窓口の展開 ● 成年後見制度利用促進 ● 避難行動要支援者名簿、福祉避難所 ● 子どもの貧困に関すること（主に、学習支援と子ども食堂） ● 民生委員児童委員に関すること ● 社会福祉協議会の法人経営に関すること
	高齢福祉課 ● 地域包括支援センター
介護保険課	介護保険課
障がい福祉課 ● 障がい者の虐待対応、措置権限、成年後見	障がい福祉課
生活福祉課 ● 生活困窮者自立支援事業	生活福祉課
福祉医療課	福祉医療課
市民課等	市民部として分離

R5～ 福祉部	R6～ 福祉部
総務監査課	総務監査課（R7～ やすらぎ福祉総務課）
地域包括ケア企画課	地域包括ケア企画課
福祉総合相談課 ● 総合相談・個別支援 （高齢・障がいの虐待対応、措置、生活困窮対応含む） ● 支え合いの地域づくり（＋生活支援コーディネーター機能） ● 総合相談窓口の展開 ● 成年後見制度利用促進 ● 避難行動要支援者名簿、福祉避難所 ● 子どもの貧困に関すること（主に、学習支援と子ども食堂） ● 民生委員児童委員に関すること ● 社会福祉協議会の法人経営に関すること	よりそい支援課 ● 孤独孤立対策を含む誰一人取り残さない施策の総合調整 ● 総合相談・個別支援に関すること （高齢・障がいの虐待対応、措置、生活困窮対応含む） ● 支え合いの地域づくり（＋生活支援コーディネーター機能） ● 総合相談窓口の運営に関すること ● 権利擁護・成年後見制度利用促進に関すること ● 避難行動要支援者名簿、福祉避難所に関すること ● 子どもの貧困に関すること（主に、学習支援と子ども食堂） ● 民生委員児童委員に関すること ● 社会福祉協議会の法人経営に関すること
高齢福祉課	高齢福祉課
介護保険課	介護保険課
障がい福祉課	障がい福祉課
生活福祉課	生活福祉課
福祉医療課	福祉医療課

平成30年度

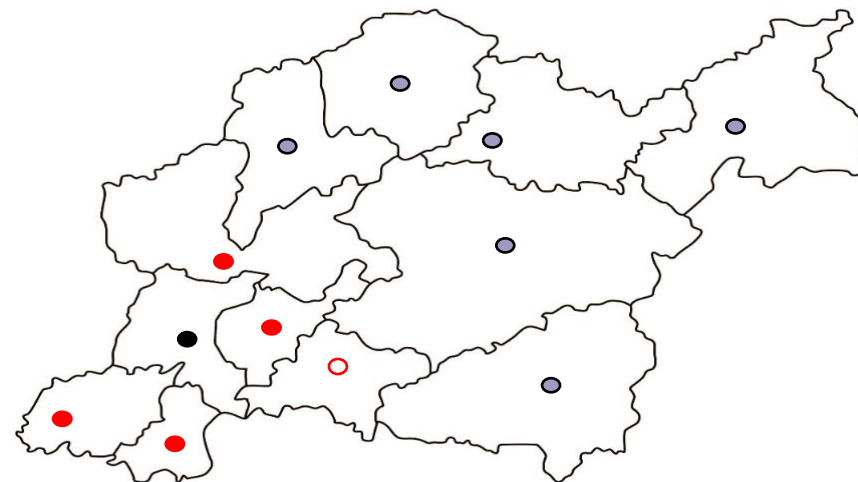


- 福祉センター1
- 社協支所6（足助、稲武、下山、藤岡、旭、小原）
- 社協出張所2（高岡、猿投）

健康と福祉の相談窓口 職員体制

社協	CSW（正規）2名、臨時職員1名
市	福祉総合相談課職員 2名常駐 +プラス 地域保健課（保健師）

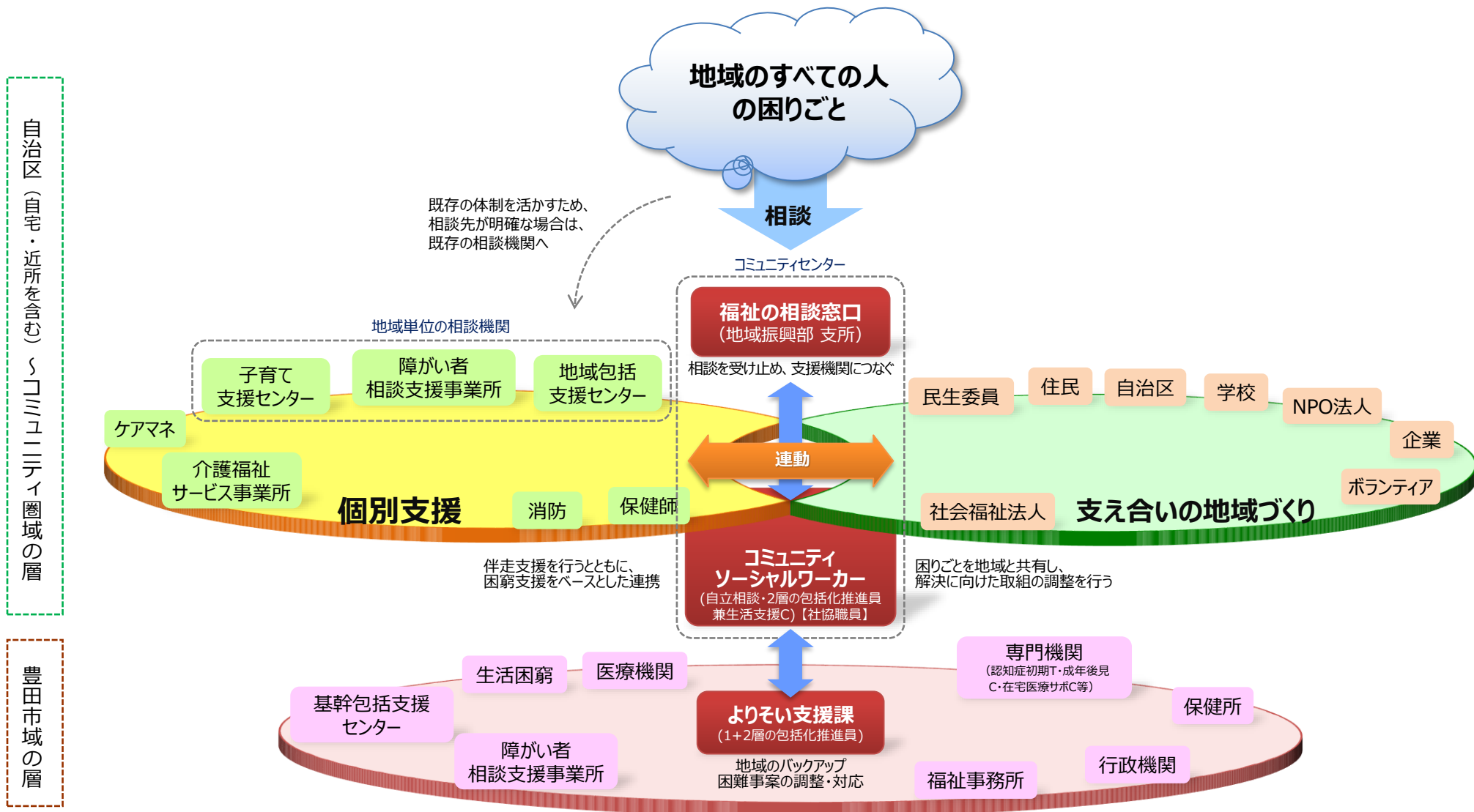
令和2年度



- 福祉センター1
- 社協支所6（足助、稲武、下山、藤岡、旭、小原）
- 社協出張所4（高岡、猿投、上郷、高橋・松平）

福祉の相談窓口（市・社協）職員体制

社協	CSW（正規）2名、臨時職員1名 ※高橋・松平出張所はCSW（正規）3名、 臨時職員1名
市	・旧市内の市支所地域振興担当へ1名ずつ増員。福祉の相談窓口担当として、初期相談を実施。 ・福祉総合相談課職員は本庁に集約。困難ケースや虐待ケースなどの対応や福祉の相談窓口のバックアップを実施。



ミライ実現戦略2030

取組
方針

1

ともにこどものミライに
夢と希望をつくる

取組
方針

2

ともにミライにつながる
まちをつくる

全体を管理する体制

取組目標①

こどもが
多様な生き方・
暮らし方を
選択できる

取組目標②

誰もが
つながり合いの
中で安心して
自分らしく
暮らすことが
できる

取組目標③

産業中枢都市
として
深化し続ける

取組目標④

将来を展望した
都市環境の形成
を進める

取組目標⑤

脱炭素社会の
実現に
挑戦する

個別に推進する体制

重層的支援体制
の仕組みの活用

- 3つの支援の枠組み（包括的相談・参加支援・地域づくり）
- 2つの基盤活動（定例会・研修）
- 9部からなるプロジェクトよりも幅広の連携体制 ※委託先を含む。

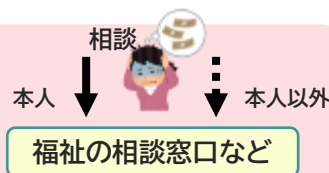
豊田市における重層的支援体制整備事業の実践について

豊田市における重層的支援体制整備事業の全体イメージ

- 重層的支援体制整備事業とは、住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援、③地域づくりを一体的に実施する事業である。
- 豊田市では「重層的支援体制推進事業」として実施しており、その特徴としては、大きく2点である。
 - ① 特定の所属・機関のみで、相談支援の3事業を実施するのではなく、多様な所属・機関が、これら事業の主体を担っていること。
 - ② 民間事業所等の任意の集まりとして、「とよた多世代参加支援プロジェクト」を設けて、既存で地域にはない新たな支援メニューを創出する取組を進めていること。

包括的相談支援事業

- ・ 自所属の対象ではない相談内容であっても、適切に聞き取り、対応できる支援機関につなぐ（消福連携・EM-PASSを含む）



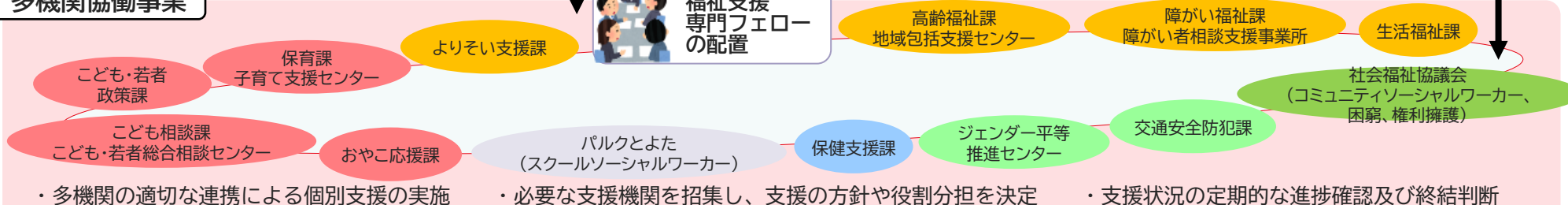
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・ 同意のない対象者に対し、支援が行き届くように支援会議を経て情報収集や自宅訪問等を実施し、信頼関係を構築し支援同意を得る



支援会議

多機関協働事業



参加支援事業

既存の支援



- ・ 地域資源につなぎ、社会参加を促進（まずは有るものを活用）
- ・ 既存の支援がない場合、「とよた多世代参加支援プロジェクト」に依頼し、オーダーメイドの支援を創出する

支援策がない

オーダーメイド
支援の創出・提供

とよた多世代 参加支援プロジェクト

民間事業所等の任意の集まり
＜産業人材活躍課との連携＞

地域づくり事業

地域介護予防活動支援事業

生活支援体制整備事業

地域活動支援センター事業

地域子育て支援拠点事業

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

- ・ 世代や属性を超えた住民同士の多様な場の整備及びコーディネート
- ・ 社協C SWが中心となり、各事業実施者と意見交換し5事業の参加者交流等を図る

孤独・孤立の予防の観点も含めた「つながり合い」を創出する地域づくり（地域交流課・支所、多様性社会共創課、健康づくり応援課、美術・博物部など）

豊田市における重層的支援体制整備事業の概要

多機関での実施が最重要！

複合的な課題を抱える世帯、支援につながらず地域に埋もれている世帯、福祉サービスの受給だけでは解決しない課題へのアプローチ

従来の縦割り体制では対応が困難

包括的相談支援事業（どこでも受け止め、つながり合う）

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ⇒ 主たる支援対象者以外からの相談であっても、しっかり受け止め、適切に支援機関へつなぐ
 - 支援機関のネットワークで対応する。複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
- 関係機関** 福祉の相談窓口、よりそい支援課/社会福祉協議会等、地域包括ケア企画課/在宅相談ステーション、生活福祉課、障がい福祉課/障がい者相談支援事業所、高齢福祉課/地域包括支援センター、消費生活センター、ジェンダー平等推進センター、交通安全防犯課、こども・若者政策課/とよた子どもの権利相談室、こども相談課/こども・若者総合相談センター、おやこ応援課、保育課/子育て支援センター、健康づくり応援課、保健支援課、（北）管理課、青少年相談センター（パルクとよた）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（積極的なアウトリーチ、本人との関係づくり）

- 支援を必要とする人を早期に発見するために、関係機関とのネットワークから相談者を発見する
 - 支援を必要とする人に支援を届けるために、受け身ではなくアウトリーチによる積極的な行動を取る
- 関係機関** よりそい支援課/社会福祉協議会等、生活福祉課、障がい福祉課/障がい者相談支援事業所、高齢福祉課/地域包括支援センター、交通安全防犯課、こども・若者政策課、こども相談課/こども・若者総合相談センター、保健支援課、青少年相談センター（パルクとよた）

多機関協働事業（支援を主導する機関とチームとして関係機関が連携する）

- 必要な支援機関を招集し、支援の方針や役割分担を決定 → 支援状況の定期的な進捗確認及び終結判断
 - よりそい支援課を多機関調整管理者とし、その他を多機関調整推進員と位置付け、多機関協働事業者の相談先やとりまとめを「よりそい支援課」とする
- 関係機関** よりそい支援課/社会福祉協議会等、生活福祉課、障がい福祉課/障がい者相談支援事業所、高齢福祉課/地域包括支援センター、ジェンダー平等推進センター、交通安全防犯課、こども・若者政策課、こども相談課/こども・若者総合相談センター、おやこ応援課、保健支援課、青少年相談センター（パルクとよた）

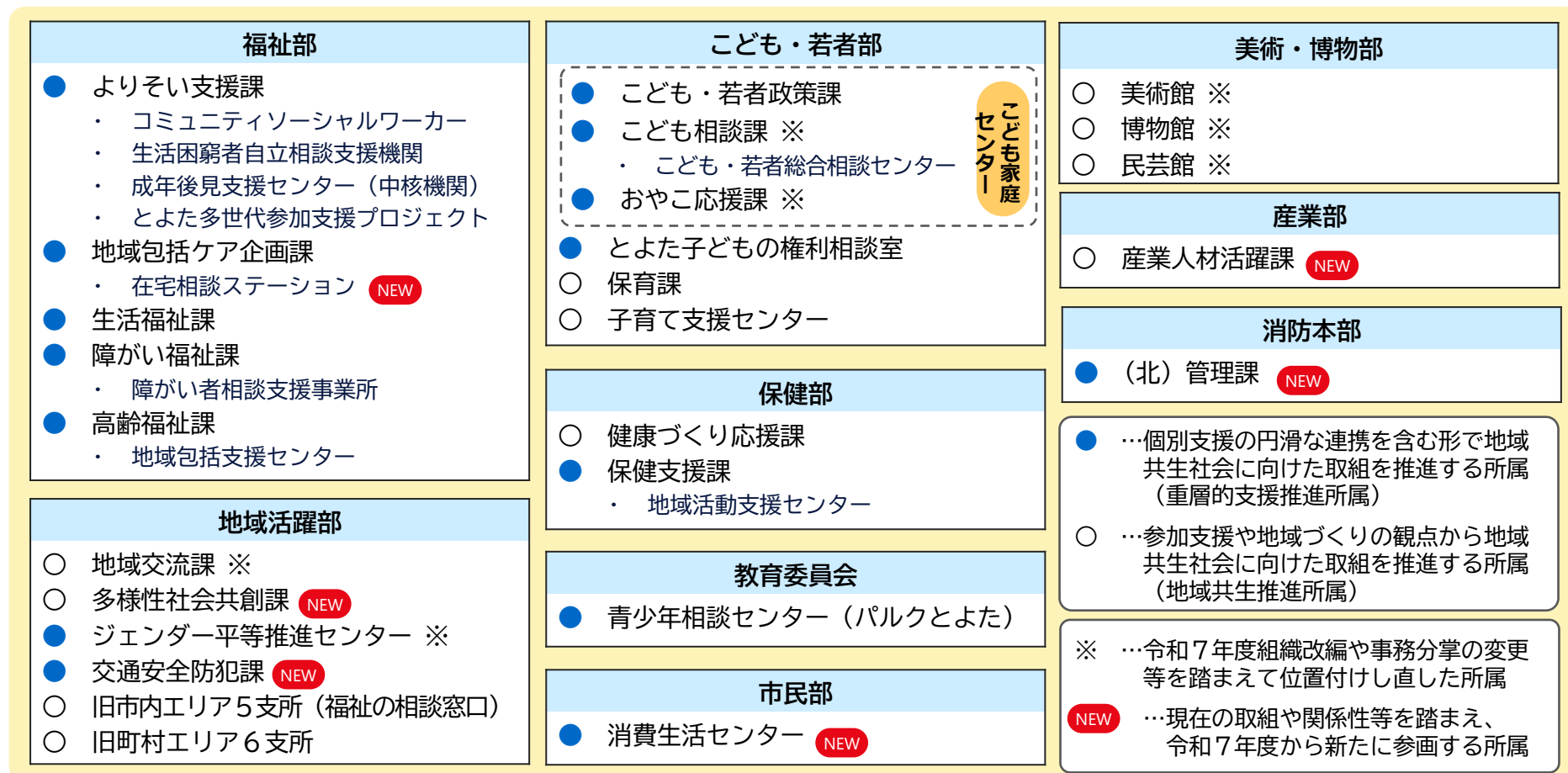
参加支援事業（CSW・とよた多世代参加支援プロジェクト）

- 既存の制度や支援策で対応できない場合、本人のニーズと地域資源とのマッチングを図り、場所を確保するとともに受け入れ先のフォローアップを実施
- 関係機関** 関係各課+既存の制度・地域資源…社会福祉協議会、新たな支援メニューの創出、提供…とよた多世代参加支援プロジェクト

地域づくり事業（多様な場づくり、コーディネート）

- 世代や属性を超えた住民同士の多様な場の整備及びコーディネート
 - 社協CSWが中心となり、各事業実施者と意見交換し、「対象を限定する」地域づくりから「全世代化」の地域づくりに趣向を変える
 - 令和6年度からは、孤独・孤立の予防を含めて、多様でゆるやかな「つながり合い」を創出するため参画する所属を追加
- 関係機関** よりそい支援課/社会福祉協議会等、地域包括ケア企画課/在宅相談ステーション、生活福祉課、障がい福祉課/障がい者相談支援事業所、高齢福祉課/地域包括支援センター、地域交流課、多様性社会共創課、美術館、博物館、民芸館、こども・若者政策課、こども相談課/こども・若者総合相談センター、保育課/子育て支援センター、健康づくり応援課、保健支援課/地域活動支援センター、青少年相談センター（パルクとよた）

- 重層的支援体制とは、連携により、以下の取組を重ね合わせて実施し、地域共生社会での市民生活を支える体制。
 - ① 困り事を受け止め多機関が協働し支援する「包括的相談支援」
 - ② 自分らしく社会に参加するための「参加支援」
 - ③ つながり合い、支え合う「地域づくり」
- 豊田市では、9部35所属（委託先を含む）が連携して、重層的支援体制を構築。

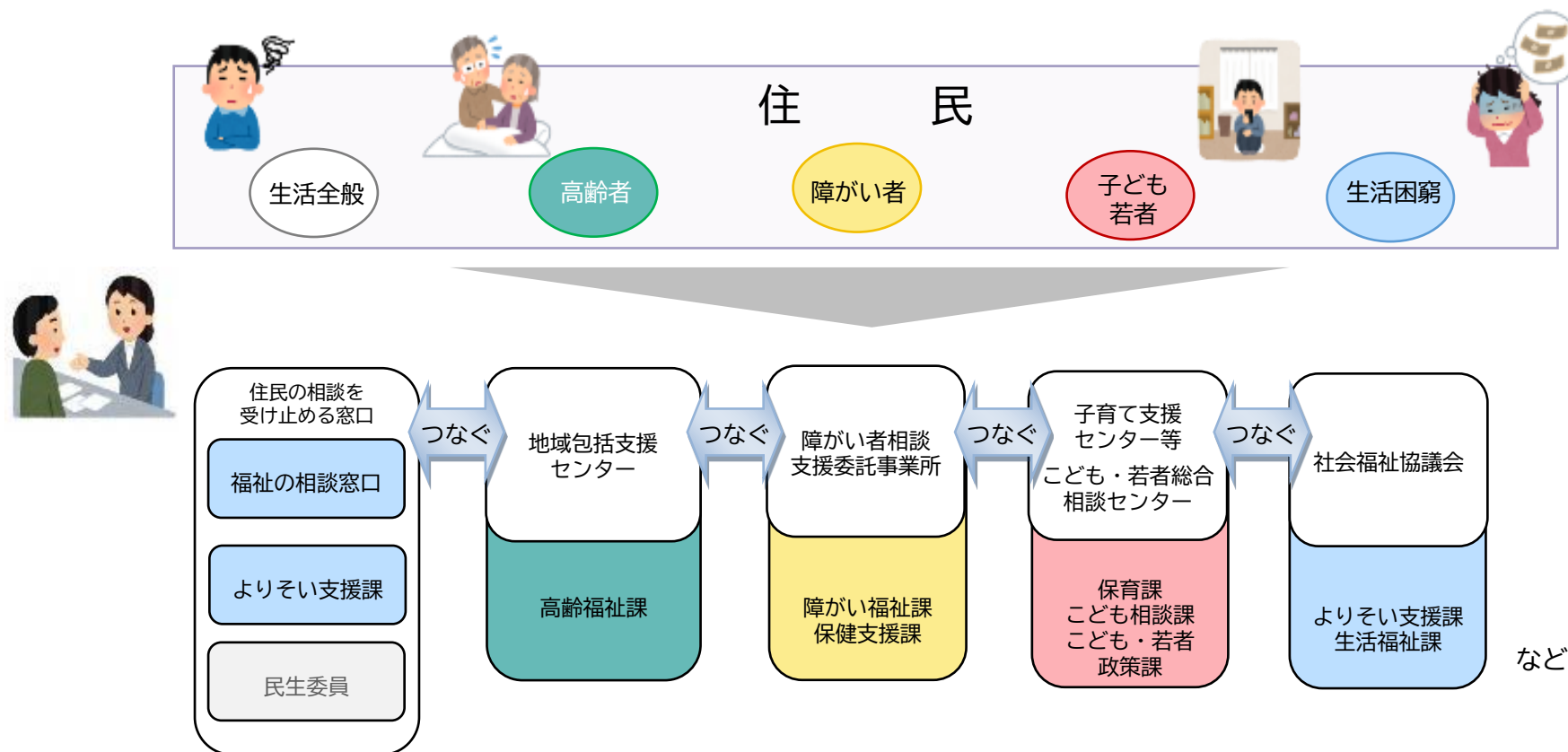


【基本事項】

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- 支援機関のネットワークで対応する。
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。

【対応方針】

- 相談を担う機関（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、こども相談課、子育て支援センター等、社会福祉協議会等）において、これまで同様に、主たる支援対象者以外からの相談であっても、しっかり受け止め、適切に支援機関へつなぐ。
- 主たる支援対象者以外の相談も受け止め、適切に支援機関へつなぐため、自分野以外の支援についても広く学ぶ機会を創出する。

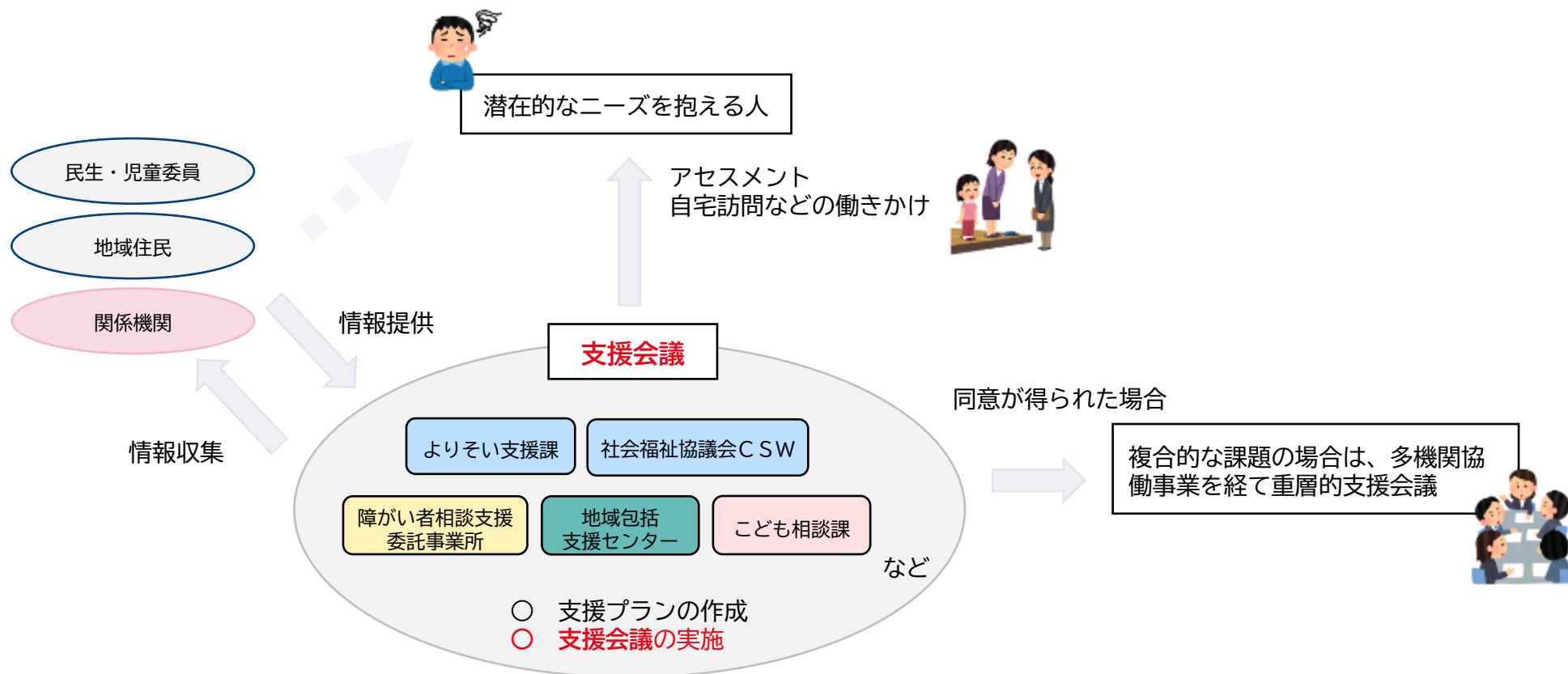


【基本事項】

- 支援を必要とする人を早期に発見するために、関係機関とのネットワークから相談者を発見する。
- 支援を必要とする人に支援を届けるために、自宅訪問などの支援を行う（本人との関係づくり）。

【対応方針】

- 関係機関や地域から情報が入った場合、支援機関は情報収集及びアセスメントを実施し、対象者を訪問するなど受け身ではなく、アウトリーチによる積極的な行動を取る。
- 特に、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は障がい者相談支援事業所、こどもはこども相談課、生活困窮は社協CSW、全体のフォローをよりそい支援課というように対象別で主体となるアウトリーチ機能を持つ機関を確保する。

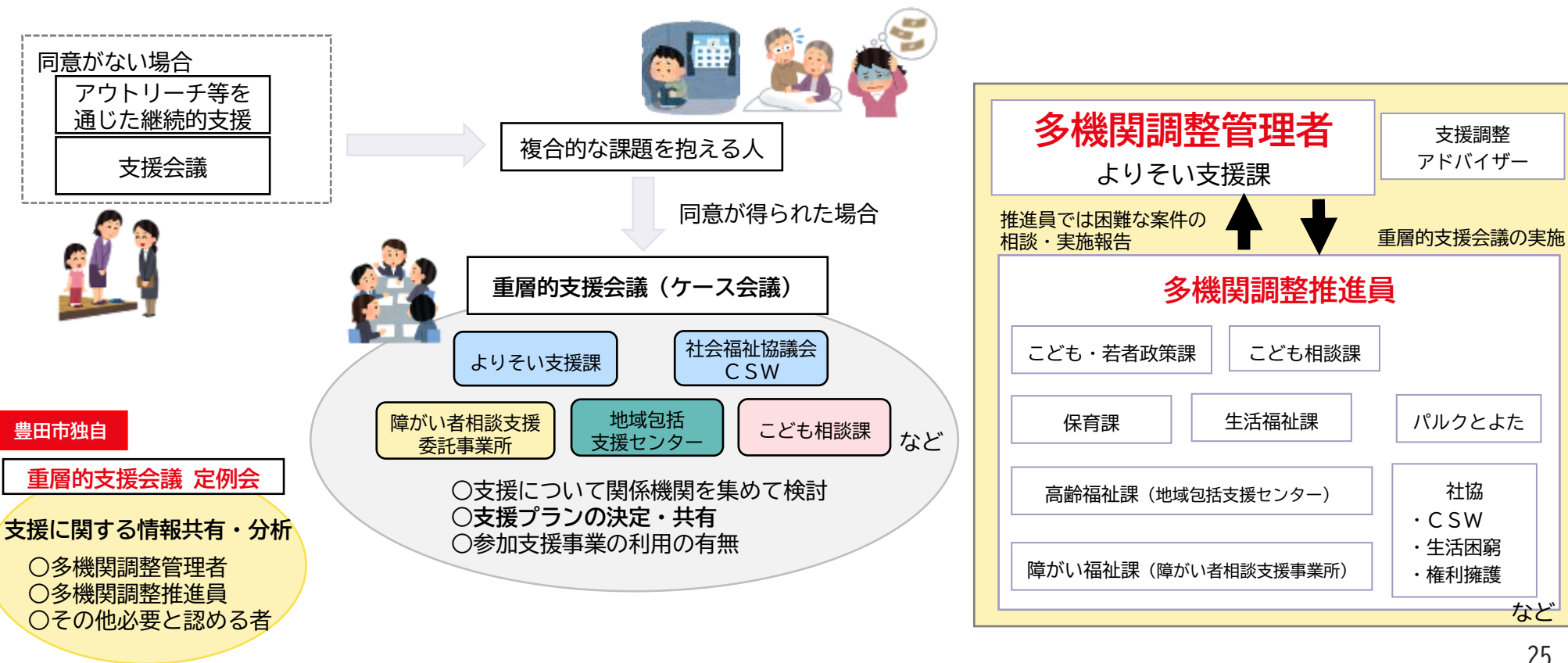


【基本事項】

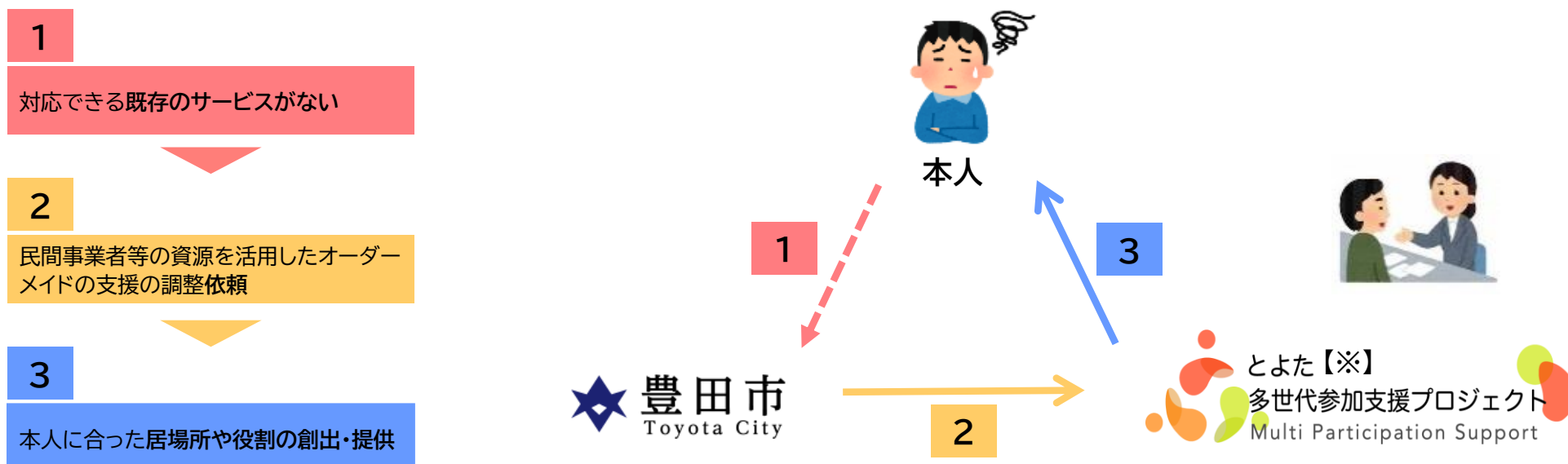
- 複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担や支援の方向性を整理する役割。
- 重層的支援体制推進事業の中核を担う事業。

【対応方針】

- よりそい支援課に加え、生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課、ジェンダー平等推進センター、交通安全防犯課、こども・若者政策課、こども相談課、おやこ応援課、保健支援課、青少年相談センター（パークとよた）の計11者（各所管の委託先を含む）に拡大し、それぞれが支援機関を巻き込んだ支援を実施できるようにする。
- 各課（委託先を含む）を多機関調整推進員にする。よりそい支援課は多機関調整管理者とし、多機関協働事業者の相談先やとりまとめを行う。



- 豊田市では、公的サービスやつながる社会資源がない場合に、本人に合った居場所を新たに創出したり、本人が落ち着いた環境で役割や自己肯定感を認識できるような社会参加に向けた支援を推進するため、官民連携プラットフォームを構築している。



【※】福祉事業所だけでなく、一般企業や農家など市内民間事業所等で構成するプラットフォーム(R6.4月時点:90会員)

1

- 小学校3年生から不登校状態の16歳。
- 母親と共依存関係にあることから、離れて、本人が他者と過ごし、コミュニケーションを取ったり、自分らしさや役割を感じる時間が必要であった。
- しかし、見合うような福祉サービスは存在しない。

2

- とよた多世代参加支援プロジェクトに、支援を依頼。
- プロジェクトの会員が少しずつ資源を提供。カフェは、お店の裏の作業スペースを提供。和菓子屋が化粧箱折りの作業を提供。ボランティアも別に調整。

3

- ボランティアとゆっくり過ごす時間を確保。
- 作業を通じて、和菓子屋に貢献し、肯定感を認識。
- 他者との関りを持て、受診等も可能となった。



組織づくりで、仕組みづくりをスタートさせる

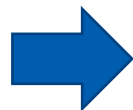
2021年3月
「とよた多世代参加支援プロジェクト」設立。

P-BASEが発起人となり、地域共生社会の実現において、民間福祉事業所の横連携で「新しい取り組みのカタチ」を生み出すことに共感した事業所等による会員組織。



令和3年3月キックオフ会議

公的サービスでは対応しきれないニーズに対応する **サービスを創出・提供**することで、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の様々な課題を抱える人が安心して暮らすことができる地域共生社会の推進を目的としてスタート。



2021年5月から
豊田市における重層的支援体制推進（整備）事業の

参加支援事業の一部を担うこととなる

★団体構成（令和7年3月末現在）

市内法人又は事業所等 1 0 5



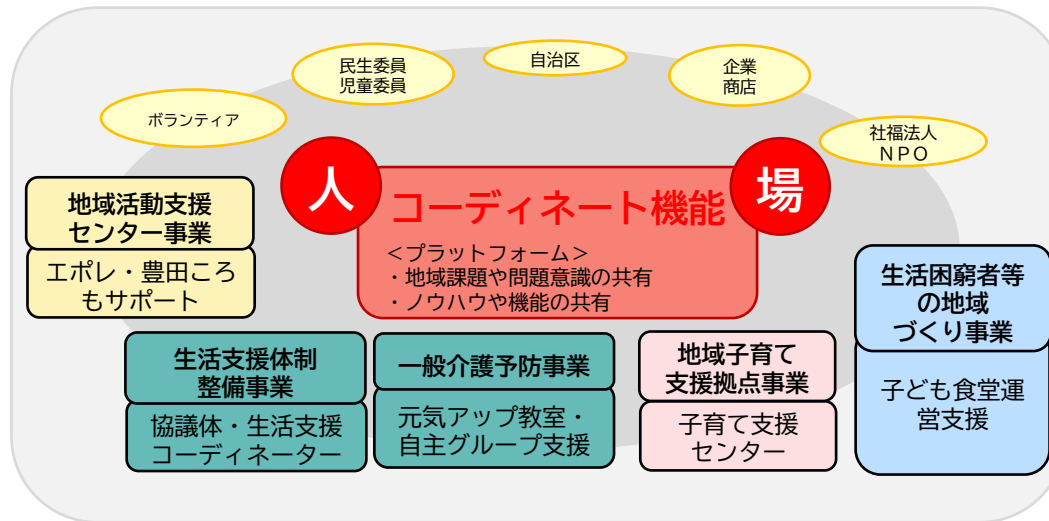
分野	割合	具体的な事業
高齢者関係	13%	特養、認知症デイ、リハデイ等
障がい者関係	29%	生活介護、就労A/B型、自立生活センター等
こども関係	12%	放デイ、通信学校、企業主導型保育園、プレーパーク等
社会福祉協議会	12%	各支所、出張所
その他 （企業・個人事業主・ 市民団体）	34%	個人事業主（農業）、生花店、学生団体、フリースペース、 便利屋、部品製造会社、コミュニティ電力、キャンプ場、 大学ゼミ、外国人支援市民団体、デザイン会社、清掃業、 仏壇屋、飲食店、ビジネスホテル、ひきこもり支援団体、 通信制高校等

【基本事項】

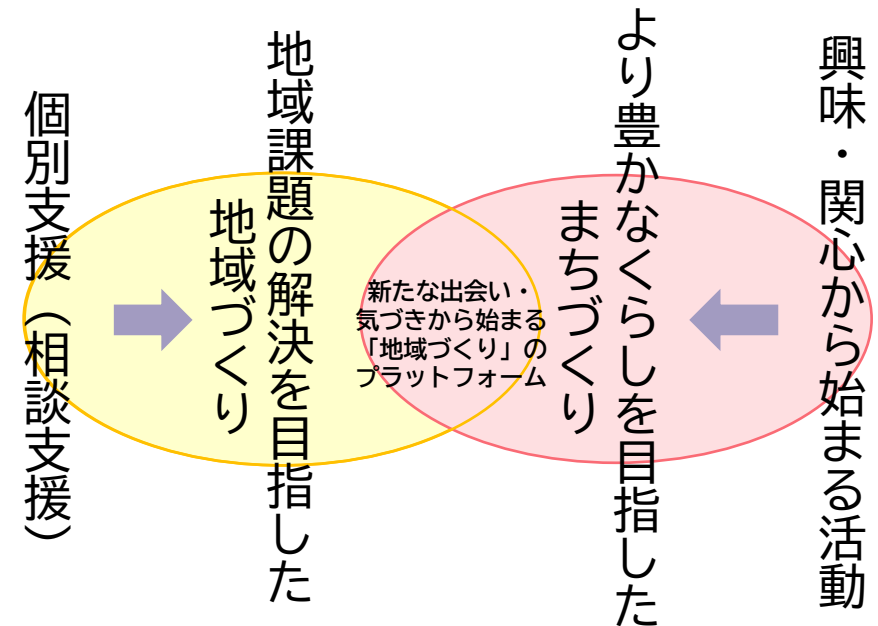
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。【多様な「場」づくり】
- 「人與人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。【つなぎ・コーディネート機能】
- 5事業（介護2つ、障がい、子ども、困窮）を全て実施することが規定されている。

【対応方針】

- 既存事業については、継続して事業実施していく。
- 社協C S Wを主導に、各事業実施者の困りごと解消や事業改善などを図り、各事業の一体化を目指す。
- 参加支援事業で結び付けることができる地域資源のひとつとなるよう地域力の育成を意識する。



R6より孤独・孤立の予防の観点も含めて、「つながり合い」の創出を進めるため、関係課の新規参加（地域支援課、市民活躍支援課、美術・博物館）





↑A型事業所で行う多世代交流食堂



↑お寺で行う居場所づくり



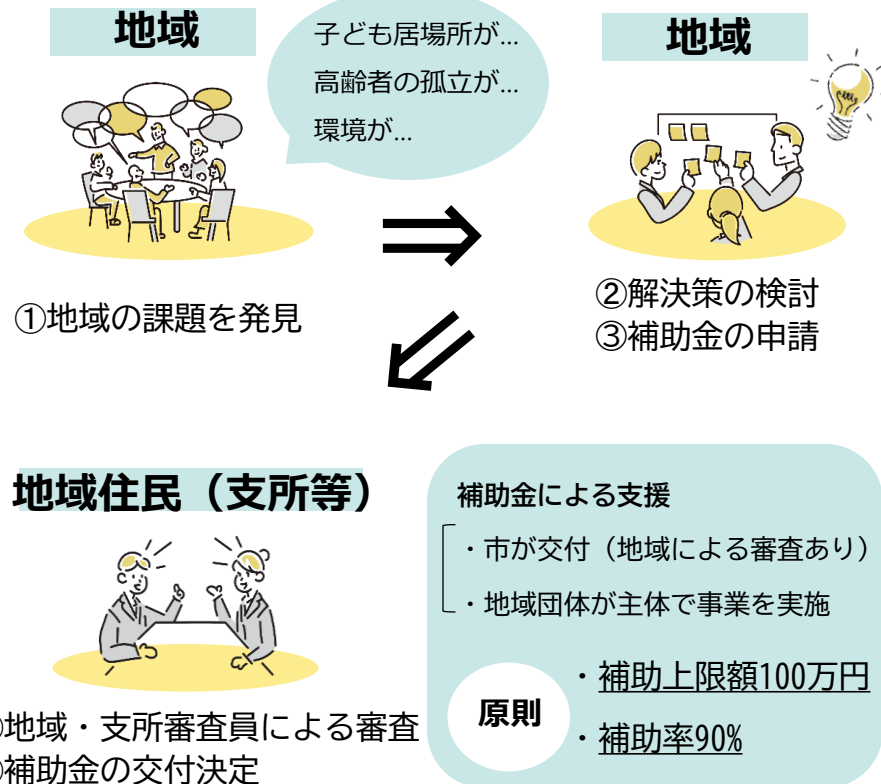
↑地域カフェの立ち上げ支援



↑B型事業所とデイサービスの花壇でさつまいも作り
その後、芋きんとんを作って、一緒に食べる。

- わくわく事業は、住みよい地域づくりのため、地域資源（人材・文化・自然など）を活用して、「地域課題の解決」や「地域の活性化」に取り組んでいる団体の活動を応援する制度である。
- 様々な地域の課題に対して、地域住民が自ら考えて実行するきっかけづくりの仕組みである。地域による公開審査会を実施し、市長が補助額等を決定する。
- 豊田市では現在、300を超える団体が住みよい地域づくりのために活動しており、①保健福祉 ②伝統文化 ③防災防犯 ④環境保全 ⑤子どもの育成 ⑥産業振興 などの活動をしている。

住民が主体となって地域の課題を解決！



～わくわく事業の活動例～



彼岸花の整備活動



親子の性教育講座



環境整備活動



子どもの居場所づくり



地域活性化事業



お助け隊活動

【申請件数】

年度	R3	R4	R5	R6
件数	253	268	313	313

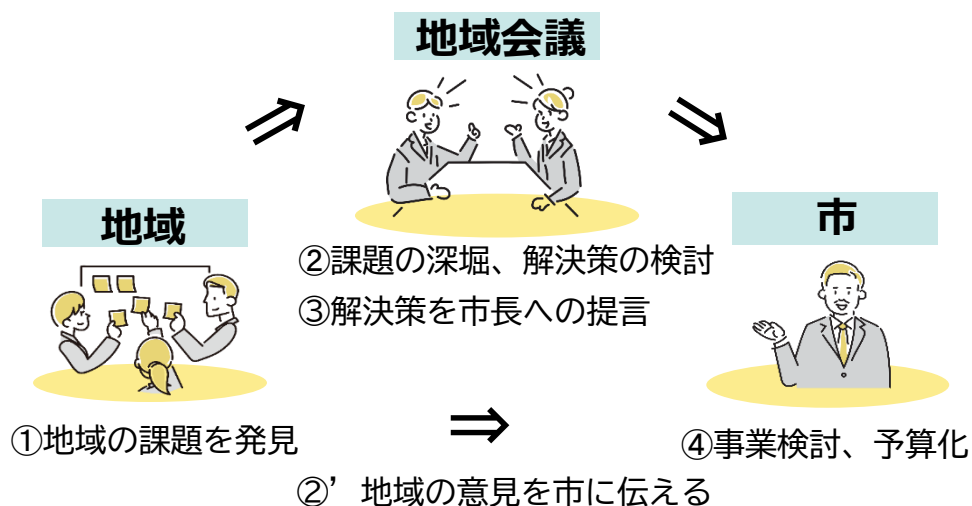
活動内容は多種多様！

住みよい地域づくりのために、
住民の方が活動されています！



- 地域課題解決事業は、住みやすい地域づくりのために、地域の声を的確に市の事業に反映させ、地域課題を解決するための仕組みである。
- 豊田市では、全28中学校区に「地域会議」を設置し、地域の声を集約し、中期的な課題の深堀や解決に向けて協議を行っている。
- 地域課題解決事業で取扱う事業は、地域課題の解決や地域の活性化に資する事業で、事業の実施にあたっては原則、地域会議（中学校区）エリアにおいて、地域と行政との役割分担に基づき、共働で取り組むことを基本としている。
 - ① 地域会議からの提言による事業：地域会議が地域課題を集約し、作成した提言に基づく事業
 - ② 支所提案事業：支所が地域課題を集約し、提案する事業

地域の課題を事業化し、市と地域の共働で解決！



【事業数】

年度	R3	R4	R5	R6
件数	63	68	82	88

～地域課題解決事業の活動例～

都市部



防災対策、交通安全、防犯対策等



浄水の避難所訓練の防災ゲーム体験



豊南の交通安全教室

山村部



定住対策、高齢福祉、観光交流等



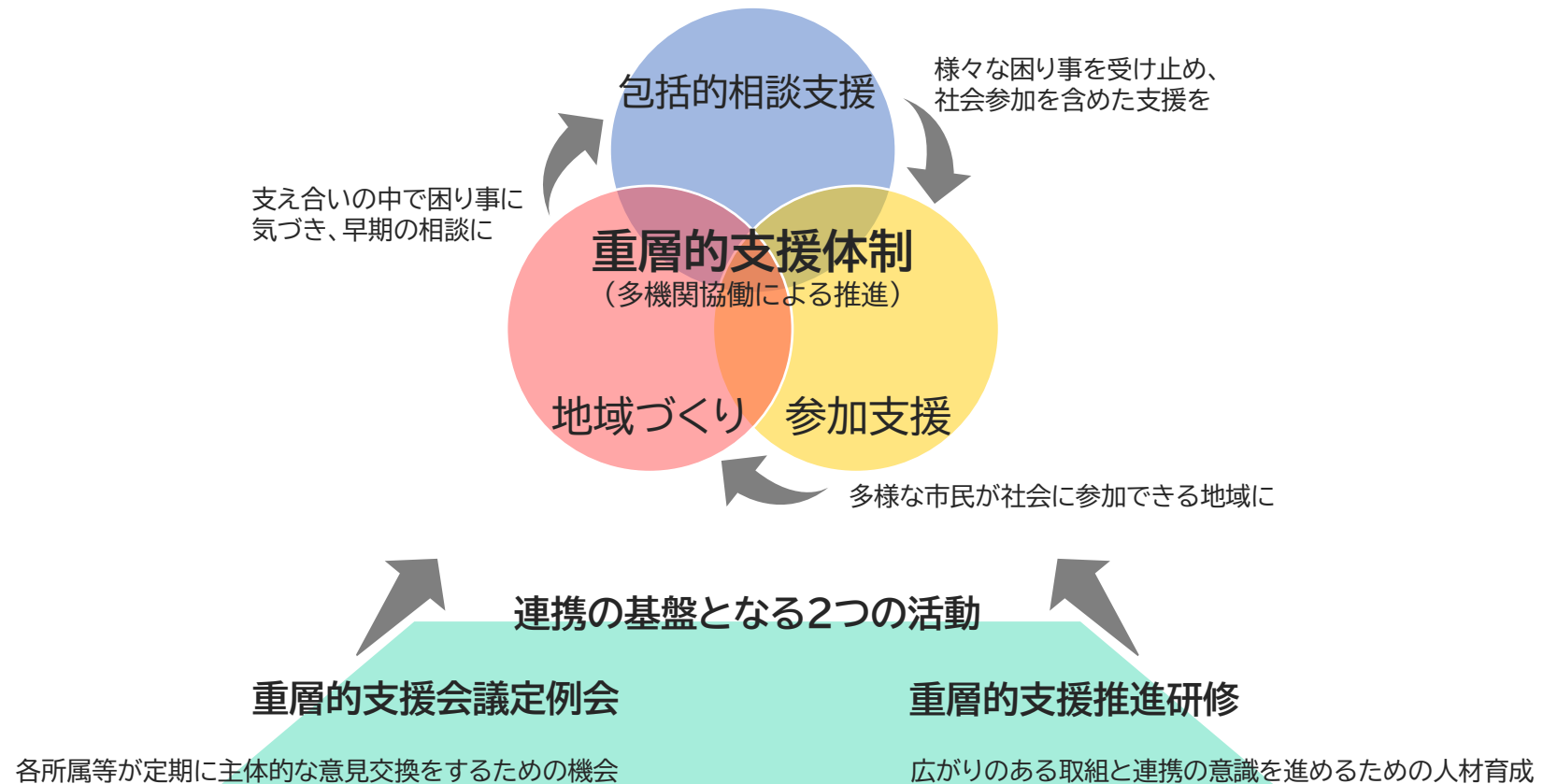
旭木の駅プロジェクトの出荷作業



しもやま魅力発見事業

豊田市における重層的支援体制の基盤づくりについて

- 豊田市の重層的支援体制では、各所属及び関係機関等の連携により地域共生社会に向けた取組を推進するため、令和6年度の実績及び厚生労働省科学研究事業の内容を踏まえ、以下の2点を重要な基盤活動と位置付ける。
- ① 各所属等が定期的に主体的な意見交換をするための機会として 「重層的支援会議定例会」の実施
 - ② 広がりのある取組と連携の意識を進めるための人材育成として「重層的支援推進研修」 の開催



■ 定例会の目的

- 複雑化・複合化した困りごとを抱えた市民の支援を円滑に実施する**施策を検討する必要性**

より相談しやすい
体制にしたい

問題が深刻化する前
になんとかしたい

支援が届いていない
人に支援を届けたい

制度や仕組みが使い
づらい・市民ニーズ
に合っていない

重層的支援会議定例会

関係課や機関で課題等を共有し、支援方法や必要な施策、多機関連携のための人材育成等について議論する場

連携相談と情報提供 → 各部局で**施策展開（仕組みでの対応・制度やルールの見直し）**へ

- ① 重層的支援体制推進事業における支援事例の情報共有・・・どのような複合課題が発生しているか状況を共有
- ② 支援円滑化に向けた課題共有及び対策検討・・・現状の体制や支援策では対応が困難な課題の情報共有や対応の検討
- ③ 個別支援に利用できる地域（社会）資源等の情報共有・・・増加が予見される多様な課題に対し、地域資源の情報共有
- ④ 連携を推進するための研修等による人材育成
- ⑤ 支え合いの地域づくりやつながりを創出する取組などの情報共有及び推進策に関すること

- 重層的支援定例会では、①情報提供、②事例紹介、③連携相談の枠組みで、定期的な意見交換等を進めてきた。
- 令和7年度の「連携相談」では、第9次豊田市総合計画の取組目標と重層関係所属等からの意見を踏まえ、厚生労働省科学研究事業で確認できた豊田市の特徴を鑑み、2つの通年テーマを設定※する。

※ より効果的に推進する趣旨からの通年テーマ設定であり、令和6年度同様に関係所属等からの持ち込みテーマは随時意見交換等を行う。

豊田市重層的支援定例会の枠組み

- ①情報提供 … 参加所属などから、幅広く情報提供してもらう。→部長会議や幹部会等では把握しきれない各所属等の動きを共有。
- ②事例紹介 … 参加所属から、実際にあった事例を共有してもらう。→現場感を得る+各自が支援への主体的な関わり方を意見交換。
- ③連携相談 … 参加所属から、他所属と連携を相談したいテーマを提出してもらい意見交換。→多様な立場からの意見がもらえる。

第9次豊田市総合計画の取組目標

- ① こどもが多様な生き方・暮らし方を選択できる
- ② 誰もがつながり合いの中で安心して自分らしく暮らすことができる

重層関係所属等からの意見

- ① 次年度、こども部組織編成に関する情報提供や、それに関するテーマについて考えられると良い。体制の住み分け等は情報提供を行い、意見がもらえると良いのでは。
- ② 子どもの居場所に関しては、他課を巻き込んで在り方を考えられると良い。他課や社協等とワーキングができたらいいいと思っている。子どもは学校等の所属があるが、所属がない人はどうしたらいいか。居場所があると良い。

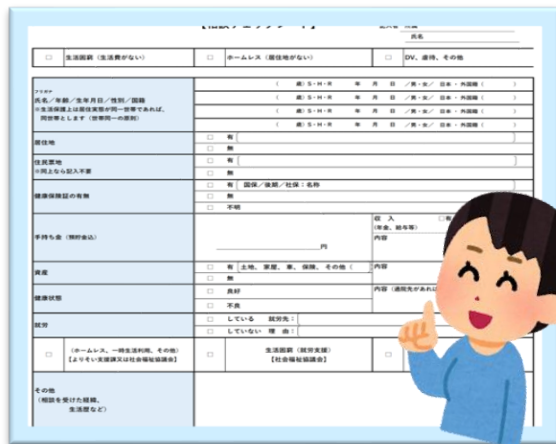
- ① 重層的支援定例会での意見
- ② どうだん？ヒアリングでの意見
- ③ 支援円滑化定例会（R6.12.26開催）で提示した「意見交換等から確認できた体制の見直しの効果など」
- ④ 関係部長協議（R7.1.28実施）

テーマ1：重層の仕組みと連動した『こども支援』

こどもの支援ニーズは高まる一方で、豊田市の重層は、他市と比較して「多機関協働事業」がやや弱く、組織改編もあり、…

テーマ2：重層の仕組みを活用した『居場所づくり』

豊田市の重層は、他市と比較して「地域づくり事業」が進んでいることをうまく生かして！



☐ 生活福祉課（生活福祉がない）	☐ ホームレス（生活福祉がない）	☐ DV、虐待、その他
目的（生活福祉課/生活福祉がない/虐待/その他） （生活福祉課または生活福祉がない/虐待/その他） （生活福祉課または生活福祉がない/虐待/その他）		
開催地	☐ 無 ☐ 有	
開催日時	☐ 無 ☐ 有	
開催場所	☐ 無 ☐ 有	
開催内容	☐ 無 ☐ 有	
参加者	☐ 無 ☐ 有	
開催状況	☐ 無 ☐ 有	
その他	☐ 無 ☐ 有	



生活福祉課×重層チーム
生活保護につながる際のポイントシート検討

健康づくり応援課×保育課
柳川瀬子育て支援センターでのママへの健康教育

健康づくり応援課×重層チームの意見
市役所に来たついでに健康測定会



パルクとよた×文化振興財団（文化振興課）
不登校の子どもが興味のある分野へのつなぎ



清掃業務課×重層チーム
重層との連携による弾力的運用（ふれあい収集）



美術館×地域医療センター（総合診療科）
アートとケアを地域にひらくための研修会

● 豊田市重層的支援推進研修の目的

- 高齢化の中で人口減少が進行している現在、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。また、人口減による担い手の不足や、血縁・地縁・社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり合う取組が生まれる環境を整える必要があります。
- このような社会背景の中、豊田市では、制度や属性に依らない連携アプローチを進めるため、令和3年度から重層的支援体制整備事業（以下「重層」いう。）を開始しました。
- 重層的支援の取組を進める中で、関係所属からは、
 - 重層の仕組みや活用方法が、まだまだ分からない、知りたい。
 - 他所属・機関の業務内容・役割や効果的な連携方法の理解を深めたい。などの課題や意見が確認されました。
- そこで、豊田市では、重層的支援会議定例会での協議等を通じ、関係所属（委託先を含む）間の更なる連携強化と人材育成を目的とし、重層的支援を推進するための研修体系の整備を行うことにしました。

● 研修の枠組み

- 豊田市重層的支援推進研修は、『Ⅰ：合同研修、Ⅱ：テーマ・階層別研修、Ⅲ：分野別研修』の3つを大きな枠組みとし、研修プログラムを構成しています。プログラムは、必要な知識等の他、現場の課題感や職員の希望などを定例会で確認して、設定していきます。
- 受講にあたっては、「研修の選択・受講例」を示すものの、関心や課題感などから、職員が自らが主体的に必要な研修を選択することとします。この際、アーカイブ配信を行うなど、振り返りも含めて、職員が受講しやすい環境の整備にも努めます。

【参考】重層的支援推進研修の3つの枠組み

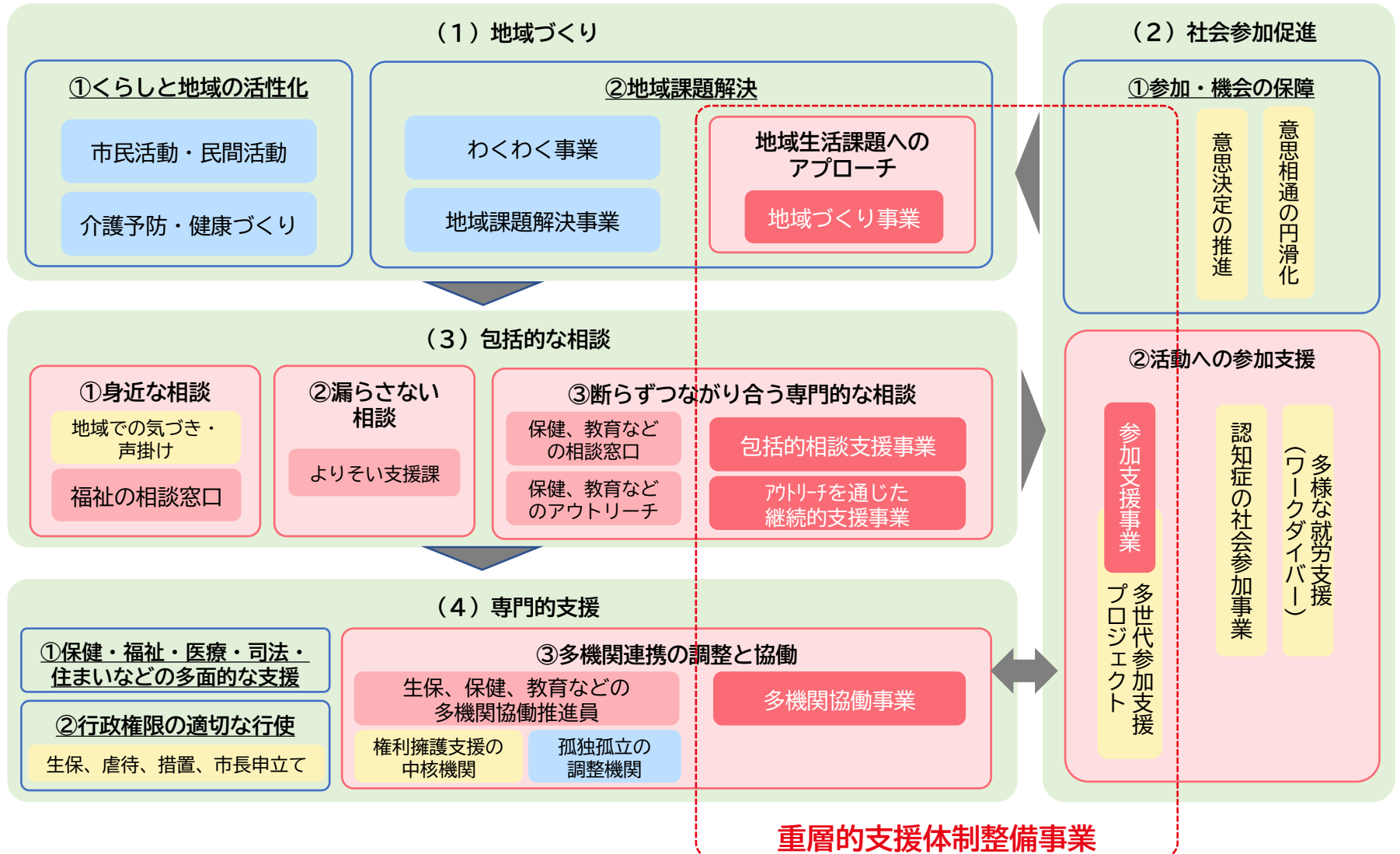
Ⅰ 合同研修	所属や担当する業務内容に依らず、重層の基本的な考え方や視点を養うため、すべての重層関係者を対象として実施する研修
Ⅱ テーマ・階層別研修	具体的な連携に向けた行動が取れるように、必要なスキルやマインドを効果的に身につけるため、受講者を階層やテーマで分類して実施する研修 <3つの階層> ① 重層管理職向け研修、② 重層担当長・担当者向け研修、③ 市職員向け研修 <3つのテーマ> ④ 相談支援研修、⑤ 参加支援研修、⑥ 地域づくり研修
Ⅲ 分野別研修	各制度内容の理解や、各専門分野の考え方を知るために、各重層所属が既存で取り組んでいるものの対象者を広げて実施する研修

● 研修の体系図

主な対象 ※ただし定員等の都合の範囲内で、どの研修も参加可能		合同研修	テーマ・階層別研修	分野別研修				
委託先職員対象 市職員対象	重層管理職向け	合同研修	R7年度～新規 重層管理職向け研修	既存研修（いづれも） 既存研修（困窮） 既存研修（障がい） 既存研修（高齢） 既存研修（その他）				
	重層担当長・担当者向け		R7年度～新規 重層担当長・担当者向け研修					
	市職員向け		市職員向け研修					
	相談関係職員向け		R7年度～新規 相談支援研修					
	地域づくり関係職員向け		R7年度～新規 地域づくり研修					

※ 関心や課題感などから、職員が自らが主体的に必要な研修を選択し受講する。

豊田市における包括的な支援体制



豊田市の考える「重層的」とは・・・

- ①対象者自身や世帯の困りごとがたくさんある『対象者の重層』
- ②相談から支援の実施までの『支援手段の重層』
- ③支援機関の重なりによって支援する『支援機関の重層』

- 複合・複雑化した困りごとを抱えていることが制度の前提にあるため、対象者の状態を多角的にとらえる。

「高齢者のことだけ、障がい者のことだけ、子どものことだけ」しか対応しないではない

- 「相談を受け、必要な場合はアウトリーチを実施して同意を得て、必要な支援機関により協議し、支援を実施する」という一連の流れ（事業）により支援を行う認識を持つ。

「私たちは相談機能です」「私たちは居場所づくりの機能です」など部分的な考えではない

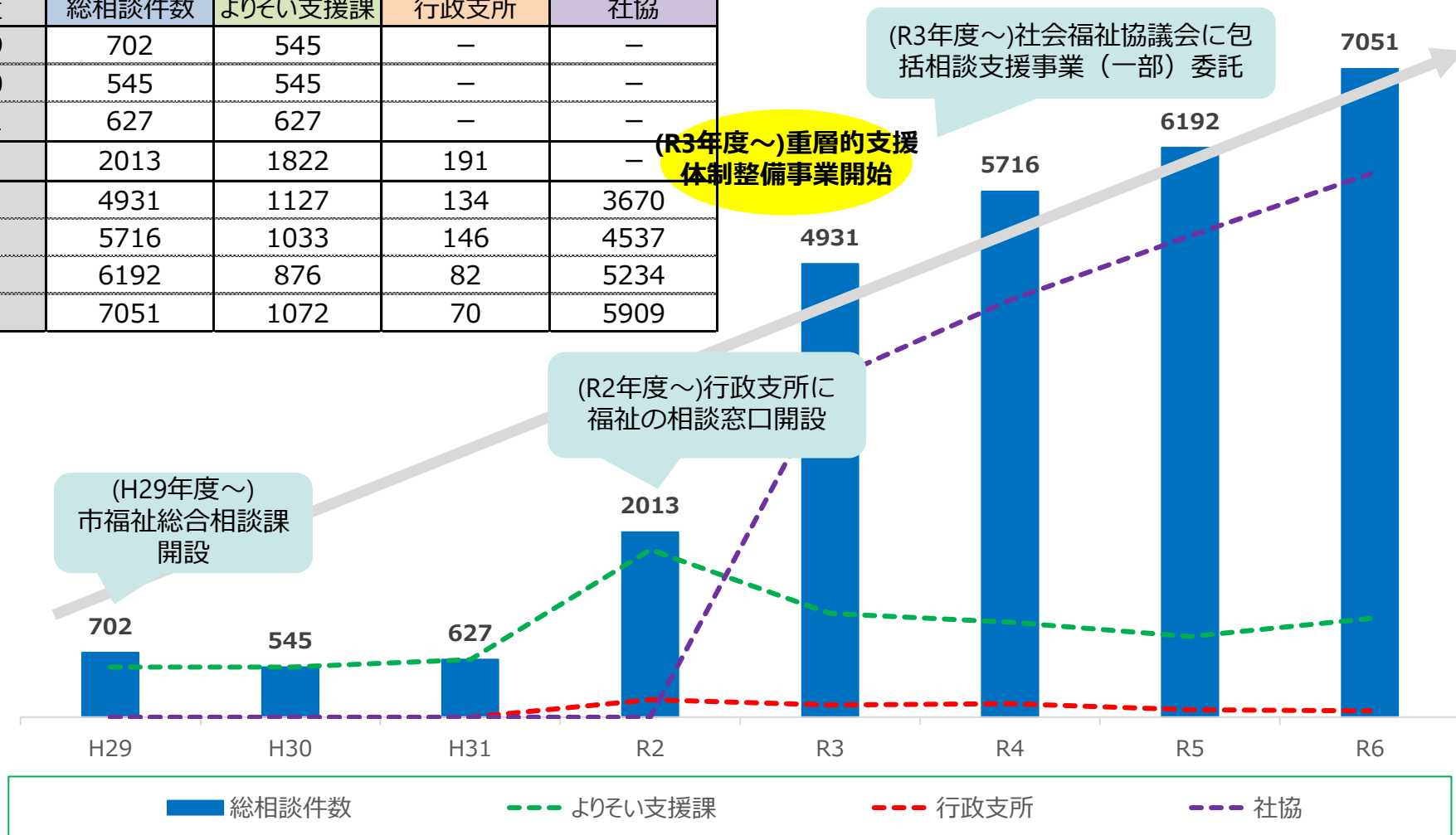
- 対象者自身が複雑な困りごとを抱えていることから、様々な支援機関が協力し合う連携体制のもとに支援を行う。

全てを備えた万能な支援機関はないため、足りない（できない）部分は他機関と役割分担

豊田市における重層的支援体制整備事業の実績について

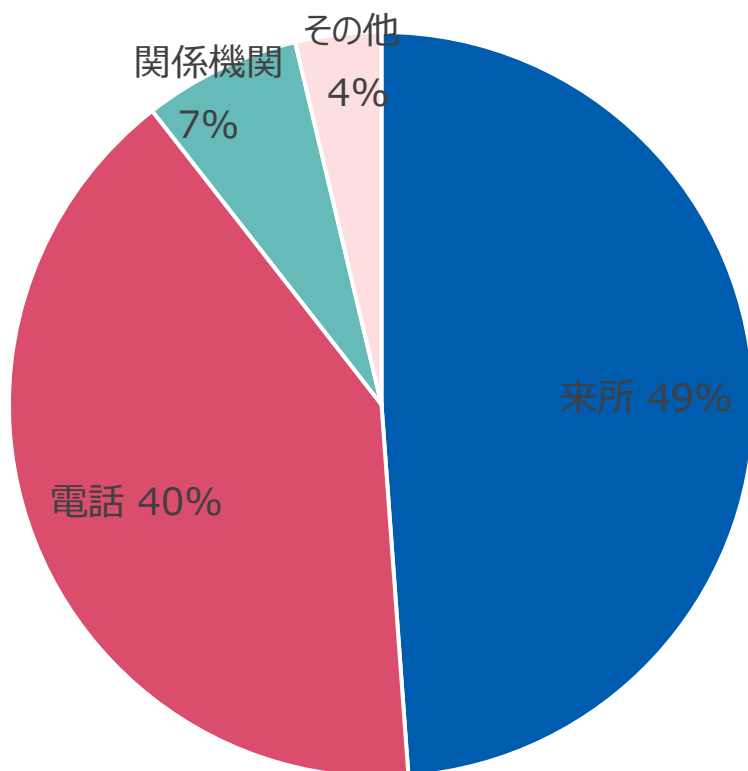
- H29年度に福祉総合相談課で丸ごとの相談を開始し、R2年度からは行政支所に相談窓口を開設。R3年度から重層的体制整備事業開始に伴い社会福祉協議会に包括的相談支援事業（一部）を委託。
- 8年間で相談件数は増加している。（R2年度からはコロナ感染拡大により特に相談件数が増加）

年度	総相談件数	よりそい支援課	行政支所	社協
H29	702	545	—	—
H30	545	545	—	—
H31	627	627	—	—
R2	2013	1822	191	—
R3	4931	1127	134	3670
R4	5716	1033	146	4537
R5	6192	876	82	5234
R6	7051	1072	70	5909

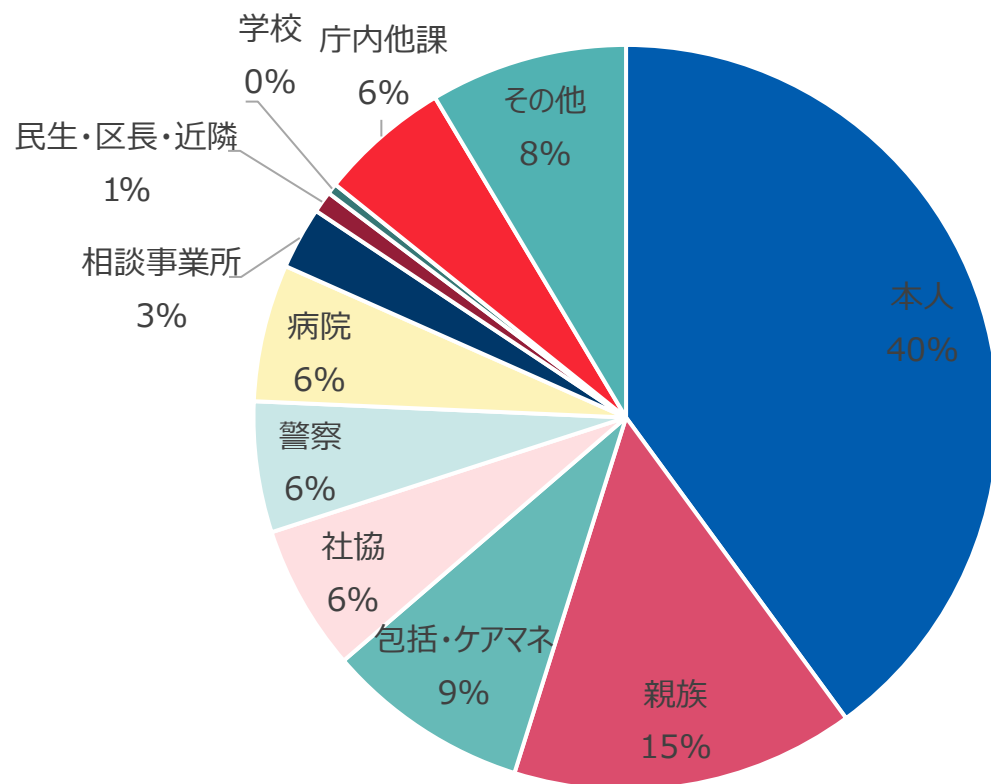


- 相談方法は、電話と来所が約半数を占めている。
- 相談者属性ごとにみると、本人からの相談が約4割、親族相談が1.5割、包括・社協・相談事業所・警察・病院等の関係機関からの相談が約3割、となっている。

1 相談方法

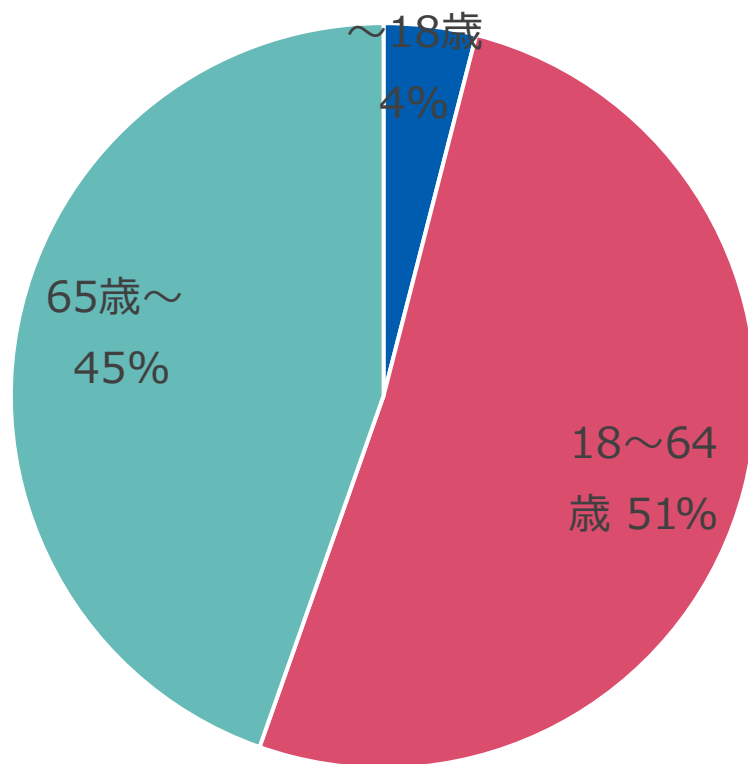


2 相談者属性

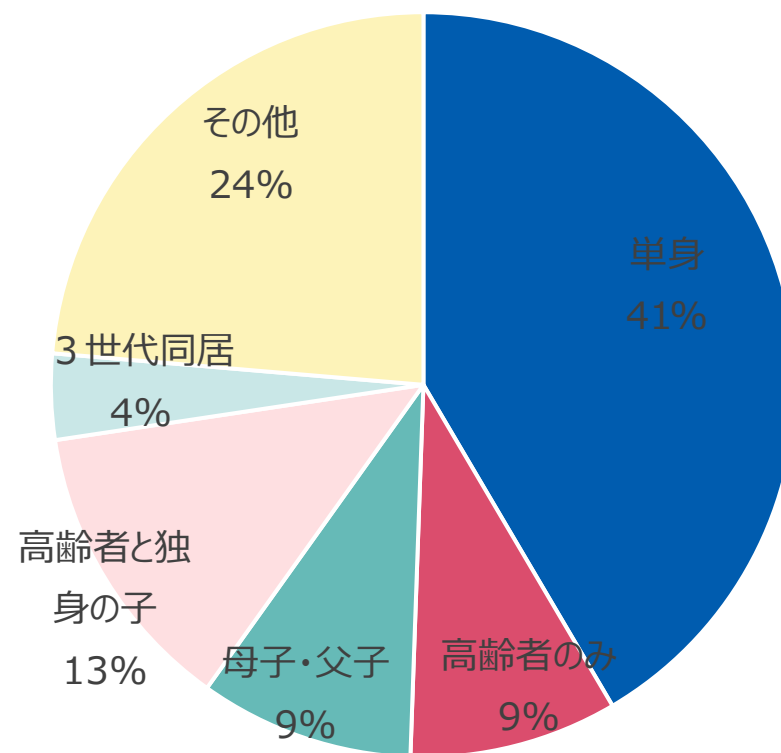


- 相談対象者の年代別は、18～64歳が約半数、65歳以上の高齢者が約4割程度となっている。
- 世帯構成は、単身が約4割、高齢者と独身の子世帯が1.3割等となっている。

3 対象年別

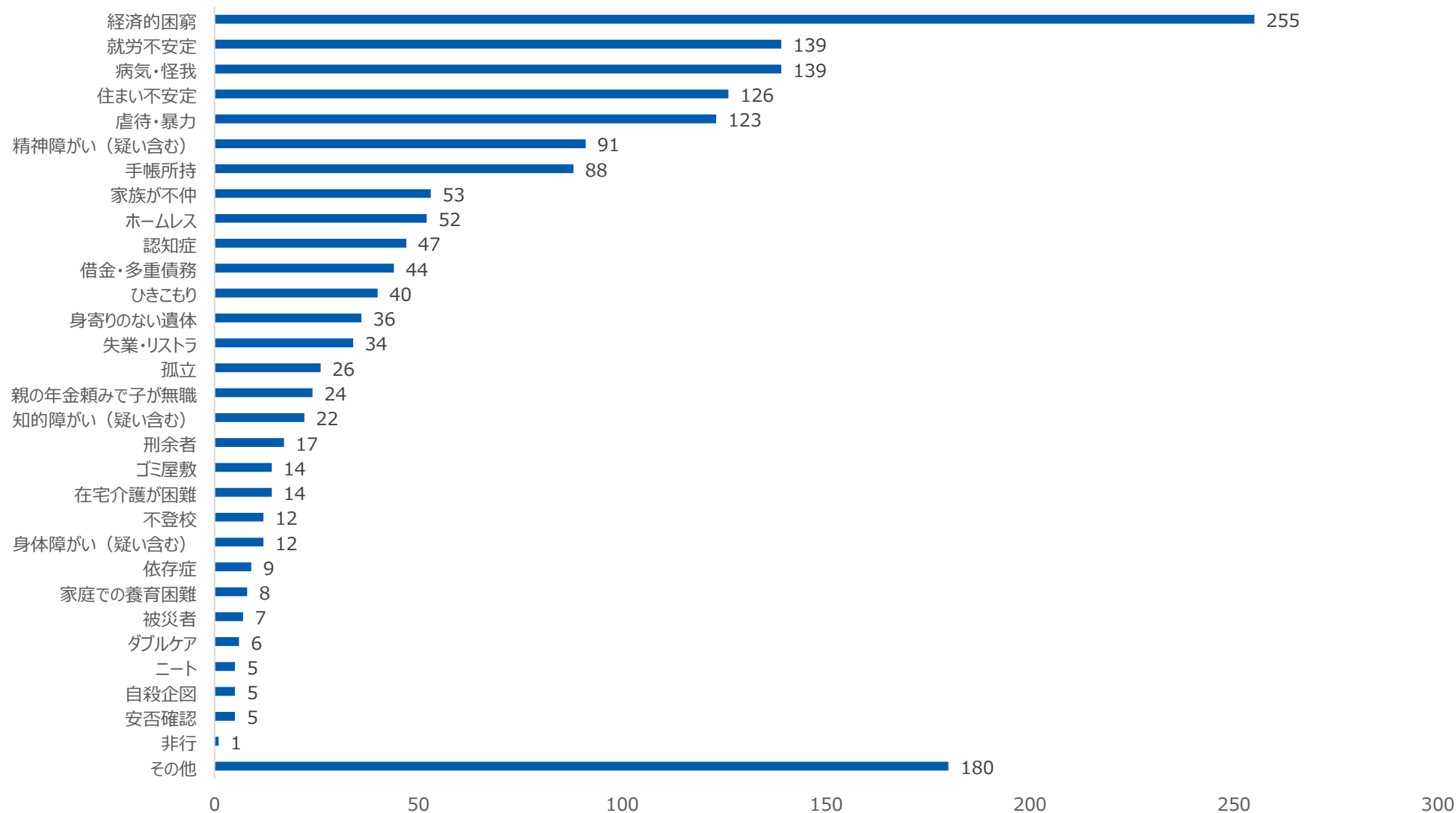


4 世帯構成



R 6 年度福祉総合相談課における相談実績③『相談内容内訳』

○ 相談内容は、経済的困窮がいちばん多く、就労不安定、病気・怪我、住まい不安定、虐待・暴力の順に多くなっている。



- R3年度から重層的支援体制整備事業を実施。
- 把握できる範囲の実績として、全事業ともに実績件数は増加している。

【実績推移】

年度	アウトリーチ (件数)	多機関協働 (件数)	参加支援 (件数)	地域づくり事業 (件数)
R4	1,767	48	16	92
R5	2,739	499	152	166
R6	2,697	562	262	190

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会福祉協議会(コミュニティソーシャルワーカー)が、個別支援(訪問等)でアウトリーチを行った件数

○多機関協働事業

市よりそい支援課窓口で対応した複合的課題を有する相談件数＋支援会議・重層的支援会議の開催件数

○参加支援事業

市よりそい支援課委託の多世代参加支援プロジェクト外の参加支援件数

○地域づくり事業

社会福祉協議会(コミュニティソーシャルワーカー)が実施した、生活支援コーディネート件数及び子ども食堂支援数と市よりそい支援課の避難行動モデル実施箇所数

**参考：豊田市における重層的支援体制整備事業と
孤独・孤立対策の連動に向けた考え方について**



興味・関心等を含めゆるやかな滲みだし
多様性を受け止める枠外し

つながりののり代

(実施側が想定する)
元々の事業目的・
主たる開催趣旨等

つ
な
が
り
合
い

興味・関心等の増加
情報量の増加

つながりののり代

従来の活動範囲・
本人の行動

